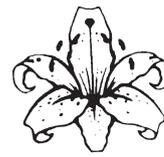


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年3月28日(金曜日)

号外第22号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(政策・市町村課)	1
事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	1
収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則(総務・財政課)	3
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・環境課)	6
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・子ども家庭課)	6
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・地域福祉課)	6
神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・障害サービス課)	11
保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・医療整備・人材課)	11
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・医療整備・人材課)	11
旅館業法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	12
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	12
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	13
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	13
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	16
神奈川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則(県土整備・建設業課)	16
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建設業課)	16
神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則(県土整備・下水道課)	17
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(県土整備・住宅計画課)	18

規 則

発行

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第34号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和7年神奈川県条例第18号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第35号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表17の項(46)中「第40条の4第1項」を「第40条の3第1項」に改め、同項(47)中「第40条の4第2項」を「第40条の3第2項」に改め、同項(48)中「第40条の4第3項」を「第40条の3第3項」に改め、同表17の3の項中「(10)に」を「(11)に」に改め、同項(1)を次のように改める。

(1) 規則第40条第1項の規定により、同項において定める第一種指定化学物質取扱量等報告書を受理すること。

別表17の3の項(2)中「を条例」を「を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）」に改め、同項(3)から(5)までを削り、同項(6)中「第40条の3」を「第40条の2」に、「第42条第3項」を「第42条第2項」に改め、同項中(6)を(3)とし、その次に次のように加える。

(4) 規則第40条の4第1項の規定により、同項において定める者を条例第42条の4第1項に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。

(5) 規則第40条の4第2項の規定により、同項において定める化学物質管理計画書作成（変更）報告書を受理すること。

別表17の3の項中(7)を(6)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り上げ、同表19の項(57)中「第73条」を「第73条第1項」に改め、同表20の15の項(3)中「同項において定める適合状況項目表及び」を削り、同項(6)中「適合状況項目表並びに規則第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる」を削り、同項(10)中「第11条」を「第11条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同項中(14)を(15)とし、(11)から(13)までを1ずつ繰り下げ、(10)の次に次のように加える。

(11) 規則第11条第2項の規定により、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の例によることができることとされる様式を条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。

別表52の項の次に次のように加える。

<p>52の2 特例 条例別表 135の2の 項(27)に掲げ る事務</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年神奈川県規則第3号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 規則第4条第1項の規定により、同項各号に掲げる書類を宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）第7条第1項第12号に規定する書類として、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び省令に基づく事務を処理すること。</p> <p>(2) 規則第5条の規定により、同条において定める様式を法第11条の規定による措置を講じたことを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(3) 規則第6条の規定により、同条において定める様式を法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(4) 規則第7条の規定により、同条において定める様式を法第13条第2項に規定する資格を有する者であることを証する書類として、法に基づく事務を処理すること。</p> <p>(5) 規則第9条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この項において「政令」という。）第20条第1項の措置としての石積み、編籬その他災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えさせること。</p>
---	--

- (6) 規則第17条第1項の規定により、同項第1号に掲げる者から、同号において定める書類を添付した同項において定める宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書を受理すること。
- (7) 規則第18条の規定により、法第12条第1項の許可を受けた工事主からの規則第18条において定める宅地造成等に関する工事着手届出書を受理すること。
- (8) 規則第19条の規定により、同条に規定する書類を省令第37条第1項に規定する申請書等に添付して提出することとして、法及び省令に基づく事務を処理すること。
- (9) 規則第20条の規定により、同条において定める宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出書を法第16条第2項の規定による届出として、法に基づく事務を処理すること。
- (10) 規則第21条第1項の規定により、同項第1号に掲げる者から、同号において定める書類を添付した同項において定める宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書を受理すること。
- (11) 規則第22条の規定により、法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更の許可を受けた工事主からの規則第22条において定める宅地造成等に関する工事廃止届出書及び同条において定める書類を受理すること。
- (12) 規則第23条の規定により、省令第40条の完了検査申請書及び省令第43条の確認申請書に規則第23条において定める書類を添付して提出することとして、法に基づく事務を処理すること。
- (13) 規則第24条第1項の規定により、同項において定める様式を省令第48条第1項に規定する報告書として、法に基づく事務を処理すること。
- (14) 規則第25条第1項の規定により、法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（規則第25条第1項の表3の項の左欄に掲げる工事を除く。）の工事施行者からの規則第25条第1項において定める宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況報告書及び同項において定める書類を受理すること。
- (15) 規則第25条第2項の規定により、報告事項を指定し、及び報告を受けること。
- (16) 規則第27条の規定により、法第15条第2項又は法第16条第5項の規定により法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更の許可があったものとみなされる宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、規則第18条、第22条及び第25条の規定を適用しないこととして、法及び規則に基づく事務を処理すること。

52の3 特例 条例別表 135の3の 項(2)に掲げ る事務	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
---	--

別表53の項中「(24)」を「(16)」に、「神奈川県宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則附則第2項の規定による廃止前の神奈川県宅地造成等規制法施行細則」に改め、同項(1)中「(令和4年法律第55号)」を削り、同表54の項(20)中「第18条」を「第18条第1項」に、「の工事施行状況の報告書」を「開発行為に関する工事施行状況報告書及び規則第18条第1項において定める資料」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表20の15の項(3)及び(6)の改正規定は、同年6月1日から施行する。

収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第36号

収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

現金還付申請書

年 月 日
殿

郵便番号

住 所 (法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称並びに代
氏 名 (表者の役職及び氏名)

電話番号

次のとおり収入証紙を返還して現金の還付を受けたいので、申請します。

還 付 金 額							円
返還をする収入証紙	収入証紙の種類	枚 数	金 額	収入証紙の種類	枚 数	金 額	
	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円	
還付を受けようとする理由							

振込先口座

取扱金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店(所) 支店(所) 出張所		
	銀行コード				店舗コード (店番)		
預金種別	普通・当座						
口座番号							
口座名義人 (カタカナ)							

- 備考 1 振込先口座は申請者の口座(法人の場合は法人名義の口座)としてください。申請者名義以外の口座への還付はできません。
- 2 ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳に記載されている「記号・番号」ではなく、振込用の店名、店番、預金種別及び口座番号を記載する必要があります。
- 3 返還をする収入証紙及び振込先口座を確認できる書類の写しを添付してください。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第37号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第9の備考12中「規格K0102の59」を「規格K0102-3の18」に改める。

別表第10の2の備考8(2)中「規格K0102の8」を「規格K0102-1の7」に改め、同表の2の備考8(3)中「規格K0102の10.2」を「規格K0102-1の11.3」に改める。

別表第17の1(2)の表モリブデンの項中「規格K0102の68.2」を「規格K0102-3の27.2」に改め、同表全マンガンの項中「規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5」を「規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第38号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年神奈川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第20号中「第9項又は第11項」を「第18項又は第20項」に改める。

第20条の2中「当該児童相談所の掲示場に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により公表して」に改め、同条ただし書を削る。

第21号様式の2中「健康保険証」を「個人番号カード等又は資格確認書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第21号様式の2の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第1条第1項第20号の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第39号

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文を次のように改める。

前項の適合証交付請求書には、第1号から第3号まで及び第5号（道路に係るものにあつては、第1号、第4号及び第5号）に掲げる図書を添付しなければならない。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の指定施設適合調査結果報告書には、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の例によることができる。

別表第1の7の項中「（自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）」を削る。

別表第2の1の表1の項(2)イ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表3の項を次のように改める。

- | | |
|-------|---|
| 3 駐車場 | <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表9の項及び16の項に掲げる公共的施設において設ける場合を除く。）は、車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては駐車台数の合計に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上、駐車台数の合計が200台を超えるものにあつては駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上設けること。ただし、当該駐車場が次に定めるものであるときは、この限りでない。</p> <p>ア 自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）のみを設ける場合にあつては、次に定める構造を満たす機械式駐車場（以下「車椅子対応機械式駐車場」という。）に設ける駐車台数の合計が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。</p> <p>(ア) 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設けること。</p> <p>(イ) (ア)の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>イ 自動車の駐車のために供する部分に機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合にあつては、車椅子対応機械式駐車場に設ける駐車台数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車区画の数の合計数が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。</p> <p>(2) (1)の車椅子使用者用駐車区画は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であつて、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあつては、車椅子使用者用駐車区画</p> |
|-------|---|

から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。

別表第2の1の表8の項を次のように改める。

- | | |
|------|--|
| 8 便所 | <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（以下(1)において「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合は、これらの者が当該不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと認められる位置に、これらの者が利用する階（次に定める階を除く。以下(1)において「利用階」という。）の階数に相当する数（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の8の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては1、同表18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては当該数から無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる利用階の階数に相当する数を差し引いた数）以上設けること。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>イ 不特定かつ多数の者又は障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定かつ多数の者又は障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(2) (1)の便所は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>オ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。</p> <p>(3) 別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。ただし、無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設以外の公共的施設を含まないものを除く。）に掲げる公共的施設にあつては、(1)の規定により設ける便所のうち1以上に、次に定める構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。</p> <p>エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。</p> <p>カ 出入口には、車椅子使用者用便房である旨（当該便房に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。</p> <p>(4) (3)に該当する施設以外の公共的施設（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設の用に供するものを除く。）にあつては、(1)の規定により便所を設ける階（別表第1の18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、無床</p> |
|------|--|

診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表 8 の項、9 の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる階以外の階に(1)の規定により設ける便所がある場合には、これらの公共的施設のみからなる階を除く。) (以下「便所設置階」という。) においては、当該便所のうち 1 (当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあつては 2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあつては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の 1 を乗じて得た数 (ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数)) (ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。) 以上に車椅子使用者用便房 ((3)に定める構造の車椅子使用者用便房に限る。以下(4)において同じ。) を 1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合にあつては、この限りでない。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合 (車椅子使用者が当該便房を利用する上で支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。)

ウ 男子用又は女子用の便所のみを設ける便所設置階である場合において、当該便所のうち 1 (当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあつては 2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあつては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の 1 を乗じて得た数 (ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数)) (ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。) 以上に、男子用又は女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共的施設にあつては、次に定める数の合計数 (当該合計数が 0 となる場合にあつては、1) (アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあつては、当該合計数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房のうち、車椅子使用者が利用する上で支障がないと認められる車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。)) に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合

(ア) 床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数) (1,000平方メートル未満の便所設置階の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)

(イ) 床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数

(5) (1)の規定により設ける便所 (無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設に設けるものを除く。) のうち 1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) は次に定めるもの (当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、アからカまでに定める便房等の有する機能の全部又は一部を 1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合にあつては、当該施設に設けられた便房等の有する機能に係るものを除く。) とすること。ただし、(3)又は(4)に定める便房、イ又はウに定める便房及びカに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。

ア 別表第 1 の 1 の項 (事務所の用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、2 の項 ((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、3 の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設 (用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表 5 の項に掲げる公共的施設 (用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。)、

同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設（同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。）であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、(3)又は(4)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

イ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設（別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。）、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。）、5の項、13の項及び18の項（同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者（乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。）が利用するものに限る。エにおいて同じ。）にあつては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。

ウ イに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。

エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

オ エに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。

カ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。

(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

(イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。

キ 便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。

(6) (1)の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるものうち1以上には、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、本文に定める構造の小便器を1以上設ける便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。

別表第2の1の表11の項中「場合は、」の次に「当該公共的施設に設ける客席及び舞台ごとに」を加え、同項(1)中「500席」を「400席」に改め、同表12の項中「8の項(1)に定める構造の便所」を「8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所」に、「同項(1)に定める構造の便所」を「同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所」に改める。

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式から第8号様式まで 削除

附 則

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定は、公布の日から

施行する。

- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に条例第17条第1項の規定による協議が行われている指定施設のうち、条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。次項において同じ。）であるものに係る当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第1並びに別表第2の1の表3の項、8の項、11の項及び12の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年10月1日前に条例第16条第1項の規定による請求があった公共的施設等若しくは条例第17条第1項の規定による協議を開始した指定施設のうち、条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものであるものに係る当該請求若しくは当該協議に係る整備基準又は同日前に条例第25条の規定による通知があった指定施設のうち、同章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものであるものに係る整備基準については、改正後の別表第1並びに別表第2の1の表3の項、8の項、11の項及び12の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第40号

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条の表さがみ緑風園の項中「50人」を「40人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第41号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和30年神奈川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第12号様式中

神奈川県 収入証紙

 を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第42号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則（平成22年神奈川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年の者で独立の生計を営むもの」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 連帯保証人が自然人である場合 成年の者で独立の生計を営むもの
- (2) 連帯保証人が法人である場合 債務を弁済する資力を有する者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第43号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表3の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第44号

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

※ 審 査 済 印		※ 紙 貼 付 け 欄 ※ 神 奈 川 県 収 入 証	
-----------------------	--	--	--

を

※ 審 査 済 印	
-----------------------	--

に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第45号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和36年神奈川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9号様式（表）中「6箇月」を「6月」に、

確認欄	※	神証紙貼 り付け 収入欄	※ (消印はしないでください。)
-----	---	--------------------	---------------------

を

確認欄	※
-----	---

に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第46号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

電話番号	
------	--

を

電話番号			
試験合格年月日	年 月 日	試験実施地	都道府県

に

第3号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

製菓衛生師試験受験資格職歴書

受験者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

受 験 資 格 を 認 定 す る の に 必 要 な 職 歴	従 業 年 数	従 業 場 所 1 所在地 2 名 称 3 業 種 4 従事業務内容	左のとおり菓子製造業務に 証明欄 従事していたことの営業 者の証明 1 証明する営業者の営業所の所在地 2 証明する営業者の営業所の名称 3 証明する営業者の氏名(法人にあ つては、名称及び証明者の氏名)
	年 月 日から 年 月 日まで	1 ----- 2 ----- 3 ----- 4	<input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そうざい製造業のうち菓子 の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子 の製造を営むもの
年 月 日から 年 月 日まで	1 ----- 2 ----- 3 ----- 4	<input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そうざい製造業のうち菓子 の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子 の製造を営むもの	1 ----- 2 ----- 3 (印)
年 月 日から 年 月 日まで	1 ----- 2 ----- 3 ----- 4	<input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そうざい製造業のうち菓子 の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子 の製造を営むもの	1 ----- 2 ----- 3 (印)
従業年数計	※	取扱者	※

備考 1 業種は、該当する□内にレ点を記入してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第47号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和48年神奈川県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表3の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第48号

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則（昭和37年神奈川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第49号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和56年神奈川県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第1号中「免許申請者」を「法第3条第1項の免許を受けようとする者」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第3条の見出しを「(変更届出書の添付書類)」に改め、同条中「第5条の3第1項」を「第5条の2第1項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に改める。

第6条中「第5条の5」を「第5条の4」に改め、同条第2号中「除かれた戸籍の謄本」を「当該事由を証する書面」に改める。

第7条中「第5条の2第1項」を「第5条第1項」に改める。

第8条第2項中「並びに免許の申請及び法第9条の届出に係る書類」を「及び特定書類」に改める。

第17条中「除かれた戸籍の謄本」を「当該届出書に係る事由を証する書面」に改める。

第19条第1項中「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合を除き」を削る。

第24条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第26条第1項中「、第9号から第11号まで」を「及び第10号から第12号まで」に改め、同条第2項中「第5条の3第1項」を「第5条の2第1項」に、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「変更届出書」に改める。

第1号様式の2中

1	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	を
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 免許申請書	枚	
			<input type="checkbox"/> 変更届出書	枚	
2	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 免許申請書	枚	
			<input type="checkbox"/> 変更届出書	枚	
3	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 免許申請書	枚	
			<input type="checkbox"/> 変更届出書	枚	

1	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	に
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 特定書類	枚	
2	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 特定書類	枚	
3	知事（ ）		<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者名簿	枚	
	大臣（ ）		<input type="checkbox"/> 特定書類	枚	

改め、同様式備考に次のように加える。

4 請求する書類等の欄の「特定書類」とは次の書類をいいます。

- (1) 宅地建物取引業経歴書
- (2) 宅地建物取引業者が法人である場合は、その役員の略歴書及び宅地建物取引業法施行令で定める使用人のあるときは、その者の略歴書
- (3) 宅地建物取引業者が個人である場合は、その者の略歴書及び宅地建物取引業法施行令で定める使用人のあるときは、その者の略歴書
- (4) 専任の宅地建物取引士設置証明書
- (5) 宅地建物取引業者が法人である場合は、直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (6) 宅地建物取引業者が個人である場合は、資産の状況を示す書面

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条第3項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）並びに第17条及び第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第50号

神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第96条中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第51号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成26年神奈川県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条の表各階平面図の項中「第21条第2項第2号」を「第21条第2項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。